明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁）　二～八
〔公　告〕
諸事項　一
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　六～三

告示

○海上保安庁告示第二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	登栄床港南防波堤灯台
位置	
所在地	北海道紋別郡湧別町（登栄床港南防波堤外端）
北緯	四四―一一―〇一
東経	一四三―四四―四四
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	北見枝幸港島防波堤灯台
位置	
所在地	北海道枝幸港（島防波堤外端）
北緯	四四―五五―四八
東経	一四二―三六―〇二
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	頓別港東防波堤灯台
位置	
所在地	北海道枝幸郡浜頓別町（頓別港東防波堤外端）
北緯	四五―〇八―〇七
東経	一四二―二三―四三
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	小袖港北防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県久慈市（小袖港北防波堤外端）
北緯	四〇―一〇―一二
東経	一四一―五〇―五五
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで六・四メートル　平均水面上から灯火まで六・〇メートル
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	日立港東防波堤灯台
位置	
所在地	茨城県日立港（東防波堤外端）
北緯	三六―二八―五四
東経	一四〇―三八―〇〇
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	久須見鼻灯標
位置	
所在地	岡山県倉敷市（久須見鼻）
北緯	三四―二五―四五
東経	一三三―四九―一四
変更した事項	
灯質	モールス符号緑光　毎八秒にA（・―）
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	芦辺港灯台
位置	
所在地	長崎県壱岐市（龍神埼の南南西方約一・〇キロメートル）
北緯	三三―四八―一四
東経	一二九―四五―四三
変更した事項	
灯質	等明暗白光　明三秒暗三秒
光度	一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで四二メートル
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	宇出津港東第二防波堤灯台
位置	
所在地	石川県宇出津港（東第二防波堤外端）
北緯	三七―一七―五四
東経	一三七―〇九―二四
変更した事項	
光度	三八カンデラ
光達距離	四・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十三年十一月十日
名称	水橋港東防波堤灯台
位置	
所在地	富山県富山市（水橋港東防波堤外端）
北緯	三六―四五―三二
東経	一三七―一七―五七
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十三年十一月十日

○海上保安庁告示第三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	雄武港新北防波堤灯台
位置	
所在地	北海道雄武港（新北防波堤外端）
北緯	四四―三五―一〇
東経	一四二―五八―〇八
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年十一月十一日

○海上保安庁告示第四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	田牛港南防波堤灯台
位置	
所在地	静岡県下田市（田牛港南防波堤外端）
北緯	三四―三八―一四
東経	一三八―五四―五一